

最高裁秘書第220号

令和7年1月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月4日付け（同月5日受付、第060297号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官の評価書の開示請求の件数を年度別・下級裁判所別に取りまとめた文書  
(制度開始当初からの分)

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03(4233)5240（直通）